

見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

令和5年4月14日

全国健康保険協会広島支部

支部長 神田 和幸

1 調達内容

- | | |
|-----------|--|
| (1) 調達件名 | 弁護士対応による債権回収催告等の業務委託 |
| (2) 調達内容等 | 仕様書による。 |
| (3) 調達期間 | 契約締結日から令和6年3月31日まで |
| (4) 納品場所 | 仕様書による。 |
| (5) 見積方法 | 見積書の作成については、指定した見積書を使用し、1件に対する受託希望金額を記載すること。なお、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（税抜額）を記載すること。 |

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 弁護士法（昭和24年法律205号）第8条に基づき、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されている者若しくは、同法第30条の2に規定する弁護士法人で、弁護士法第57条第1項第2号から第4号に規定する懲戒処分を現在受けていないこと。
- (3) 健康保険法に関する訴訟、法律相談等の業務実績を有していること。また、過去の業務実績において、当該業務に類似する業務委託の業務実績を有する者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 医療保険等に対する必要な知識を有しており、催告方法に関し、速やかに助言を行うことができる体制をただちに整備できる者であること。また、債権者との対応において明瞭な説明により、誠実で忍耐強く接することができる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 当該業務において、効率的な文書催告の実施、債権者からの催告文書に関する照会への対応を行うとともにその対応状況（債権者とのやりとりの結果）の記録及び報告を全国健康保険協会広島支部のスケジュールに則り、定期的に行うことができる者であること。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていること。
- (9) 当該業務を第三者に請け負わせることなく、当該業務を確実に履行できる者であること。

3 提出書類

- ① 上記2(2)が確認できる書類
- ② 上記2(3)の業務実績がわかる書類（指定様式に記載）
- ③ 見積書（指定様式に記載）

4 仕様書の交付及び見積書の提出場所等

(1) 仕様書の交付場所及び問い合わせ先

〒732-8512 広島県広島市東区光町 1-10-19 日本生命広島光町ビル 2F
全国健康保険協会広島支部 企画総務グループ（担当）鬼塚
電話 082-568-1014

(2) 仕様書の交付期間

令和5年4月14日（金）から令和5年4月24日（月）まで

(3) 競争参加資格、見積書等の提出期限

- ・ 期 限 令和5年4月24日（月）午後5時15分まで
- ・ 提出場所 広島県広島市東区光町 1-10-19 日本生命広島光町ビル 2F
全国健康保険協会広島支部 企画総務グループ（担当）鬼塚

※郵送の場合は、上記日時までに必着のこと。なお、郵送での提出の場合は、簡易書留等の記録郵便を使用すること。

5 その他

- (1) 見積書には金額のほかに、事業所名・代表者名を記載のうえ、代表者印を押印すること。
なお、記入漏れ、押印漏れ又は、判読不能のものは無効とする。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出した見積書の差替え、変更、取消はできないものとする。
- (4) 見積書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 一旦受領した書類は返却しない。
- (6) 本公告に示した競争資格の無い者の提出した見積書、見積者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、その他条件に違反した見積書は無効とする。
- (7) 契約保証金 免除
- (8) 契約書作成の要否 要
- (9) 契約相手方の決定方法
 - ・ 本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会広島支部長が判断した者であって、見積書の金額が、予算の範囲内で本見積競争参加者中の最低価格となる見積書を提出した者を契約対象者とする。
 - ・ 同価格の見積書を提出した者が複数いる場合においては、当協会広島支部が指定する方法及び日時場所において、くじ引きにより契約の相手方を決定する。
ただし、見積書を提出した者が直接くじを引くことができない場合は、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (10) 見積競争の結果は、令和5年4月26日（水）午後5時までに電話にて連絡する。

全国健康保険協会会計細則

(競争に参加させることができない者)

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者

(競争に参加させないことができる者)

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当の事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いは、別に定めるところによる。